

社会復帰促進等事業費(労災保険法第29条各号別)の予算額・決算額の推移(過去5年間)

資料3

(単位:億円)

		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度
		予算額	決算額	予算額 (補正後)	決算額	予算額	決算額	予算額	要求額
I	社会復帰促進事業	229	219	226	217	220	215	232	229
II	被災労働者等援護事業	79	76	77	79※5	81	75	82	83
III	安全衛生確保事業 (未払賃金立替払事業を除く)	451	420	456	391	398	362	383	387
	未払賃金立替払事業	222	30	221	56	114	103	111	151
計		981	747	980	742	812	755	808	850

※1 (独)労働者健康安全機構(旧労働者健康福祉機構)への交付金については、Iに含めて計上している。

※2 特別支給金は含んでいない。

※3 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数においては合計と一致しないものがある。

※4 労働者災害補償保険法(抄)

第29条 政府は、この保険の適用事業に係る労働者及びその遺族について、社会復帰促進等事業として、次の事業を行うことができる。

- 一 療養に関する施設及びリハビリテーションに関する施設の設置及び運営その他業務災害及び通勤災害を被った労働者(次号において「被災労働者」という。)の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業
- 二 被災労働者の療養生活の援護、被災労働者の受ける介護の援護、その遺族の就学の援護、被災労働者及びその遺族が必要とする資金の貸付けによる援護その他被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業
- 三 業務災害の防止に関する活動に対する援助、健康診断に関する施設の設置及び運営その他労働者の安全及び衛生の確保、保険給付の適切な実施の確保並びに賃金の支払の確保を図るために必要な事業

2、3(略)

※5 予算額の不足により、予算の流用を行ったため、決算額が当初予算額を超えている。